

平戸市特定建設工事共同企業体取扱要領

平成17年10月 1日

告示第120号

1 目的

この要領は平戸市の建設工事に関し、共同請負施工を実施することにより、市内建設業者の技術の向上と経済的地位の向上を図ることを目的とする。

2 特定建設工事共同企業体の性格

工事ごとに結成する共同企業体を、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

3 共同企業体の構成企業数

2ないし3企業とする。

4 構成員の組合せ

原則として、次の組合せとする。

(イ) 市外企業と市内企業との組合せ

(ロ) 市内業者同志の組合せ

5 共同企業体に発注できる建設工事

共同企業体に発注できる建設工事は、共同請負方式によることが適当と判断されるものであって、次のとおりとする。

(1) 市外企業と市内企業との組合せによる共同企業体に発注できる工事は、大規模かつ技術的に高度なもので、市内業者のみでは施工困難な工事とする。

(2) 市内業者同志の組合せによる共同企業体に発注できる工事は、市内業者の技術力で施工可能な工事で、大規模な工事とする。

(3) 共同企業体に発注できる大規模な工事とは原則として次の基準による。

- ・ 土木一式工事 3億円以上のもの
- ・ 建築一式工事 3億円以上のもの
- ・ 設備工事 3億円以上のもの

6 共同企業体構成員の資格

工事ごとに定める資格要件を満たす者であること。

7 共同企業体の出資比率

出資比率の1構成員あたりの最小限度基準は、次のとおりとする。

(1) 2企業構成の場合 30%以上

(2) 3企業構成の場合 20%以上

8 市外企業と市内企業との組合せによる場合の出資比率

2企業構成の場合、市外企業と市内企業との比率は、50：50を目標とするが、市内企業の比率は40%以上とする。

9 代表者の選定とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする。

また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

10 共同企業体結成の方法

自主結成とする。

11 共同企業体の届出

共同企業体結成後、共同企業体の代表者は、別に定める他、次の書面を発注者に提出するものとする。

(1) 共同企業体協定書（様式1号）

(2) 共同企業体の経営規模総括表（様式2号）

12 共同企業体の資格審査

共同企業体の資格審査は、各構成員の経営事項審査の際の客観的数値等を基準として算定し審査格付けする。

13 共同企業体との契約等

共同企業体との請負契約は、協定書に基づく当該共同企業体の代表者との間で締結し、工事の監督、請負代金の支払、発注者の指示等は、すべて代表者に行うものとし、その行為は、その他のすべての構成員に行ったものとみなす。

14 その他

この要領に定めのない事項については、指名審査委員会において定める。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

(様式第1号)

建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 平戸市発注の 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を平戸市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後6カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

住 所 町 番地

名 称

住 所 町 番地

名 称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札、契約の締結、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

社 %

社 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、事業の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、事業契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利債務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利債務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体の建設工事が完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成させるものとする。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において、破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

会社外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

町 番地

印

町 番地

印

(様式第2号)

共同企業体の経営規模総括表

共同企業体の名称				代表者の商号及び氏名											
共同企業体事務所の所在地				TEL											
構 成 員 の 内 容				経 営 に 関 す る 事 項 の 審 査 結 果											
許可の番号及び年月日	営業所所在地	商代表者名	出資割合	業種	経 営 規 模			経営状況の総合評点(Y)	技 術 職 員 数			営業年数	客観数値	格付	
					建設工事の種類別年間平均完成工事高	自己資本額	建設業に従事する職員数		1級技術者	2級技術者	その他技術者				
入札見積及び契約に基づく行為に使用する印鑑		共同企業体の客観数値及び格付													
使用印		実印		備考	共同企業体の客観数値及び格付けの欄で、経営規模、技術職員数は合計数を、経営状況の総合評点、営業年数は平均値を記入すること。										

技術職員数は、建設工事の種類にあわせ、1種類のみ記入、合計を記入しないこと。

「経営状況の総合評点」欄には、「経営事項審査結果通知書」の「評点(Y)」の数値を、「客観数値」欄には、同通知書の「総合評点(P)」の数値を記入する。

格付け欄は記入しないこと。